

電気需給に関する重要事項説明書

取次業者:生活協同組合パルシステム東京・生活協同組合パルシステム神奈川

生活協同組合パルシステム千葉・生活協同組合パルシステム埼玉・生活協同組合パルシステム茨城 栃木

生活協同組合パルシステム山梨 長野・生活協同組合パルシステム群馬・生活協同組合パルシステム福島

生活協同組合パルシステム静岡・生活協同組合パルシステム新潟ときめき・生活協同組合あいコープみやぎ

小売電気事業者:株式会社パルシステム電力

【申込み方法】

生協所定の様式によって申込みいただきます。申込みにあたっては組合員であることが条件となります。生協を脱退される場合は「パルシステムでんき」は利用できなくなります。

【契約内容について】

需給契約の内容の詳細は生協の電気需給約款に従うものとします。生協は約款をホームページ等、生協が適当と判断する方法により組合員に提供します。生協が必要と判断した場合は約款を変更します。その際の提供方法も同様とし効力発生時期を定めて組合員に周知します。

【電気料金について】

電気料金は基本料金・電力量料金、託送料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金、市場価格調整額、電力調達調整額および容量拠出金相当額の合計とします。料金プランおよび電気料金の詳細は約款をご参照ください。

【電気料金のお支払い】

料金の支払方法および期日は、原則として、ご加入の生協利用約款に定める方法および期日といたします。支払期日はあらかじめお知らせいたします。支払期日を経過してもお支払いが確認できない場合、解約通知を行ったうえで需給契約を解約させていただくことがあります。

【契約の成立】

需給契約は、組合員からのお申込みを生協が承諾したときに成立します。

【契約期間】

契約期間は、需給契約が成立した日から、廃止または解約により需給契約が消滅する日までといたします。

【電気使用量の計量および算定方法】

一般送配電事業者が設置する電力量計によります。算定方法は供給地点における30分毎に計量される電力量を算定期間において合計した値により算定します。

【電気使用量および電気料金のお知らせ】

月々の料金、使用電力量、その他組合員へのご案内事項は、書面のお届け、郵送もしくはWebサービスを通じてご案内いたします。

【供給電圧および周波数について】

供給電圧:100V および 200V、周波数:50Hz、中部電力エリアは 60Hz

【契約電流・契約容量】

申込書に記載された契約電流または契約容量とし、電気需給約款の定めるところに従い生協と組合員との協議によって決定されます。

【契約締結後の書面交付】

組合員と生協との間で本契約が成立した場合、生協は遅滞なく組合員に契約成立の通知書面を送付します。当該通知書面の他、電気需給約款および電気料金プラン等、本契約に関する供給条件を記載した書面についてはホームページに掲載する方法により組合員に交付するものとし、組合員はこの点に同意するものとします。本契約に関する供給条件を記載した書面の再交付をご希望の場合には問い合わせ先までご連絡ください。

【お問合せ窓口】

パルシステムでんき問合せセンター 0120-868-106 受付時間 月曜～土曜 9:00～17:00

パルシステムでんき web サイト <https://pal-denki.jp/>